

大分市幼児教育・保育振興検討委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、幼児教育の振興に関する事項を検討するため設置する大分市幼児教育振興検討委員会(以下「検討委員会」という。)において、幅広く市民から意見を聴くために委員を公募するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。ただし、国、地方公共団体の議員または職員になっている者は除くものとする。

- (1) 市内に居住する満20歳以上の者(応募期間の最終日まで該当)
- (2) 幼児教育・保育の振興に関心を有する者

(募集人数)

第3条 公募による委員(以下「公募委員」という。)は2名とする。

(公募委員の任期)

第4条 公募委員の任期は、大分幼児教育・保育振興検討委員会設置要綱第4条の規定のとおりとする。

(応募方法)

第5条 公募委員に応募しようとする者は、幼児教育・保育に関する作文(テーマ、様式は自由。400字程度。)を提出するものとする。

(公募委員の選考)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において行う。

(選考結果の通知)

第7条 選考結果は、応募者本人に対し、書面をもって通知するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、第7条で規定する通知の日限りで、その効力を失う。